

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

四條暇市長 田中 夏木

2011年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

2011年6月27日付にて要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 行政のあり方について

(ア)東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

【回答】

東日本大震災被災自治体への支援といたしましては、平成23年3月14日に四條暇市災害支援対策本部を設置し、下記の支援を実施いたしました。

- ①市庁舎等14ヶ所に義援金箱を設置
- ②日本赤十字社に義援金として600万円を拠出
- ③JR忍ヶ丘駅及び四条暇駅で市長を先頭に駅頭募金活動を実施
- ④大阪府を通じ、市の備蓄品から生理用品、粉ミルクを提供
- ⑤大阪府市長会からの要請に基づき、避難所の遠距離移転に対応する施設として、「市民活動センター」内に6室を確保

また、人的支援といたしましては、避難所支援業務に従事するため、行政職員を岩手県陸前高田市に1人派遣、消防本部から緊急消防援助隊として岩手県大槌町へ8人を派遣、上下水道局から応援給水支援として岩手県陸前高田市へ6人を派遣いたしました。

なお、職員の派遣を通年で行うことにつきましては、本市の限られた職員構成のなか困難でございますが、可能な範囲等を検討してまいりたいと考えております。

避難者の受け入れにつきましては、現在、登録者がございません。

(イ)住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規(非常勤・嘱託・アルバイト・パート等)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

【回答】

本年度につきましては、前年度に比べ4人の正規職員の増員を実施いたしました。今後も、地方自治体として責任のある対応等ができる職員体制を維持するため、引き続き適正な定員管理に努めてまいります。

研修につきましては、人権研修等の自治体職員として必要な知識の習得を目的とする研修や所管課が実施する業務に関連した各種研修について、正規・非正規を問わず受講できる職場環境の実現に努めております。

(ウ)大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとの受託はせず拒否すること。

【回答】

平成22年度から平成24年度までの大阪府からの権限移譲事務につきましては、市民の利便性の向上を念頭に、本市の職員数及び組織体制を考慮しながら選定を行い、平成22年3月に「権限移譲実施計画(案)」を策定し、現在、計画的な事務の移譲に取り組んでおります。

今後も、円滑な事務の実施に際しては、大阪府からの支援及び連携を密にするとともに、庁内体制の整備を図り、必要に応じて更なる事務移譲を検討するなど、地方分権・地域主権の主旨に基づいた行政運営に努めてまいります。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡しください。）

【回答】

一般会計からの繰り入れにつきましては、現在、本市の危機的財政状況の中においても可能な限りの努力を行っております。

また、医療費の適正化に加え、より多くの国庫補助金を獲得するための努力を行うことで、保険料の引き下げにも努めております。

保険料の減免につきましては、被保険者の事情等を十分考慮しながら、減免規程（多子世帯・母子世帯・障がい者なども適用あり）に基づき減免措置を実施しております。

一部負担金減免につきましては、「四條畷市国民健康保険条例施行規則」及び「四條畷市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱」を定めております。

また、国基準が示されたことにより内容の整合性等についても検討中でございます。なお、両制度につきましては、窓口相談等において周知、活用してまいります。

- ② 資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

【回答】

資格証明書の交付は、保険料を滞納している世帯に対して納付相談の機会の拡大を図り、被保険者間の負担の公平及び納付の促進を図ることを目的としており、運用においては法の趣旨に基づき、納付状況及び被保険者の事情等も十分考慮しながら対応しております。

短期保険証の長期未交付（留め置き）につきましては、実施しておりません。

また、高校生世代までの子どもにつきましては、全てに短期保険証の更新を行い、医療機関からの照会にも対応しております。

- ③ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

【回答】

国民健康保険運営協議会委員につきましては、公益代表4人、被保険者代表4人、医療代表4人、被用者保険代表2人の合計14人で構成し、各選出母体の推薦により委嘱することにしております。

また、運営協議会の公開及び傍聴につきましては、「四條畷市国民健康保険運営協議会会議の傍聴要領」に基づき実施しております。

- ④ 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

特定健診の健診項目の追加等につきましては、費用面において保険料への影響や本市の財政状況等を踏まえると困難な状況であると考えております。

また、受診時の自己負担金につきましても、受益者負担の観点から止むを得ないと考えております。

がん検診につきましては、国において検診の有効性が確立されている検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）を実施し、同時に複数の検診を受診できるセット検診の実施や、女性総合がん検診及び日曜検診を導入し、受診率の向上に努めているところでございます。

また、保健センター等での集団検診とともに、医療機関でも受診できる個別検診を実施し、受診機会の拡大に努めております。

特定健診とがん検診の同時実施につきましては、受診率向上策として検討してまいりたいと考えておりますが、保健センターでの実施は所要時間や場所等の課題があるため、現時点では実施困難と考えております。

現状といたしましては、医療機関での特定健診と大腸がん検診の同時実施、施設検

診での特定健診・肺がん検診・胃がん検診の同時実施が可能であり、今後、同時実施可能な施設等の調査を実施してまいります。

検診の自己負担につきましては、①70歳以上の人 ②身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している人 ③市民税非課税世帯の人 ④生活保護世帯の人については免除しております。

⑤ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

【回答】

保険料の減免につきましては、広域連合の所管であり、また制度上、大阪府下同一の保険料が原則であるため、独自減免は検討しておりません。

短期保険証につきましては、納付能力があるにもかかわらず納付しないなど、被保険者間の負担の公平の観点から交付せざるをえません。

資格証明書につきましては、交付しておりません。

⑥ 大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

【回答】

広域化の大きな目的は、医療保険制度が将来にわたり安定的、継続的に維持出来ることであり、最終的には国の責任において医療保険制度を確立することを求め、従来から市長会等を通じて国に要望してきたところでございます。

広域化により本市や被保険者の保険料の負担増とならないよう、今後も国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

3. 介護保険・高齢者施策について

① ～⑩

【回答】

くすのき広域連合から回答いたします。

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

【回答】

ケースワーカーにつきましては、今年度は正規職員を1人増員するとともに、生活保護適正化指導員を1人配置いたしました。

なお、本市の厳しい財政状況から正規職員の増員は困難ではありますが、生活保護行政に熟知した再任用職員を任用するなど、多様な任用形態を活用した人事配置に努めてまいります。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

【回答】

「生活保護のしおり」につきましては、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善いたしました。

また、このしおりは、生活保護の相談に来所された方々に、本法制度の説明や保護の決定時に本法主旨説明の補足として活用しております。

なお、本市では申請時に「助言指導書」などは出しておりません。

- ③ 通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

【回答】

移送費の認定につきましては、経済的かつ合理的な経路及び交通手段での認定を実施しております。

- ④ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

【回答】

休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時につきましては、基本的には指定医療機関で受診していただき、翌日以降速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券を届けることになっておりますが、ケースによっては臨機応変な対応をとらせていただいております。

- ⑤ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

【回答】

原則的に、自動車が生活用品として単に日常生活の便利のみに用いられる場合につきましては、保有は認められません。

また、仕事用の自動車につきましては、その自動車の処分価値、仕事の種別、公共交通機関の利用が著しく困難であるか及び勤務地の地理的条件等から判断しております。

- ⑥ 実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

【回答】

本市の生活保護受給者等就労支援プログラムは、稼働能力があること、就労意欲があること、就労阻害要因がないこと及び事業への参加に同意していることを条件に被保護者の実態に応じた就労指導を実施しております。

また、就労支援員が就労に関する相談に応じ、助言や指導を行い、求人情報の集約を行っております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】

乳幼児医療費助成制度につきましては、重要な子育て施策であるとの認識のもと、昨年度において乳幼児医療費助成制度対象年齢の拡大を重点施策と位置づけ、昨年7月診療分から、従来どおりの所得制限無しで、外来診療についても就学前児童まで助成の対象といたしました。

しかしながら、中学校卒業までを対象とする制度拡充につきましては、更なる市負担額の増大となるため、財政健全化に取り組んでいる本市の現状では、非常に厳しい状況でございます。

今後も、本制度につきましては、国、大阪府において統一した取組みが望ましいことから、国、大阪府の責任において実施するよう引き続き要望してまいります。

- ② 全国最低レベルの妊婦健診を全国平均（14回、85000円）なみの補助とすること。

【回答】

妊婦健康診査の費用助成につきましては、平成22年10月から助成合計額を35,000円から40,000円に、平成23年度4月からは55,000円に引き上げたところでございます。

今後の増額につきましては、近隣の医療機関の一回あたりの受診費や妊婦健診の受診状況等により判断してまいります。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

【回答】

就学援助の適用条件につきましては、課税所得で判断しており、市役所でも手続きが可能でございます。

第1回の支給月につきましては、事務手続き上9月末日となっておりますが、今後、支給方法や他市の状況等を踏まえ検討してまいります。

④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

【回答】

本市におきましては、既に市内全中学校でセンター方式による完全給食を実施しております。

⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

【回答】

子宮頸がんワクチン及びヒブワクチンの接種費用の助成につきましては、平成23年4月1日から助成を実施しておりますが、本市の厳しい財政状況の中、市民の方に一部負担をお願いしている状況でございます。

今後は、国に対し、予防接種法に基づく定期接種（1類疾病）として早期に実施するとともに、ワクチンの安定的確保や費用を全額国庫負担とするよう要望してまいります。

新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成につきましては、平成21年度に流行したタイプ（A/H1N1）の新型インフルエンザが「季節性」に位置づけられたことから、今年度につきましては、現時点での助成は検討しておりません。

今後、新たなタイプの新型インフルエンザが発生した場合は、毒性等を考慮し、検討してまいります。

⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。

【回答】

本市の子育て施策や情報をより多くの市民の方々にわかりやすく周知し、利用していただくため、平成21年3月に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、子育て関係「しじょうなわて子育て応援ハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックは、保健センターでの健診時や子育て関係各部署及び市民課窓口などで配布しております。

なお、昨年の子ども手当の創設や、本市単独の新事業の実施など、子ども関連施策についての変更が重なったため、現在は部分的に修正を加えたものを庁内印刷し、配

布しておりますが、本年10月以降に手当制度などの動向が定まり次第、改訂版を作成する予定にしております。

6. 障害者施策について

- ① 障害者福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

【回答】

本市におきましては、障害福祉サービスの支給決定についてのガイドラインはございませんが、国の支給決定事務処理要領に準拠し、一人ひとりの生活実態や障がいの状態を充分考慮して社会福祉士等の専門職による検討会議等で、必要なサービスと支給量を決定するよう努めております。

- ② 大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

【回答】

大阪府の重度障害者医療費制度につきましては、制度が後退することのないよう大阪府へ強く要望してまいります。

また、制度が見直された場合につきましては、河北ブロック福祉医療主管課長会議等で制度について研究してまいります。

- ③ 指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。

【回答】

大阪府から示されました指定障害福祉サービスに関する許可等権限委譲につきましては、現在のところ受け入れる予定はございません。